

## 食品衛生法等の一部を改正する法律について

### 1 改正の概要

前回の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、国内の食をとりまく環境変化や国際化等に対し、食品の安全を確保するために、改正を行った。

#### (1) 広域的な食中毒事案への対策強化

広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

#### (2) HACCP（ハサップ）の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。

ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、簡略化された衛生管理とする。

#### (3) 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を国が指定し、それを含む食品について健康被害があった場合に、事業者は行政へ健康被害情報を届出することを義務付ける。

#### (4) 国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、これまでは使ってはいけない原材料を指定していたが、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

#### (5) 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

現行の営業許可業種（政令で定める34業種）について、実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種以外の事業者の届出制の創設を行う。

#### (6) 食品リコール情報の報告制度の創設

事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ届出することを義務付ける。

#### (7) その他

- ・ 乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化
- ・ 自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等

輸入食品の安全性を確保するため、衛生証明書の添付等を法で規定した。

### 2 施行期日

- 公布の日（6月13日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

〔ただし、(1) 広域的な食中毒事案への対策強化は1年  
(5) 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設及び(6) 食品リコール情報の報告制度の創設は3年〕

なお、上記(2) HACCPの制度化については、施行後1年の猶予期間あり。